

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

平成20年2月
総務省

1 趣旨

電子メールの良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段として送信される電子メール(広告宣伝メール)に対する規制について現行の方式を見直すとともに、報告徴収等の規定を整備し、その実効性の向上を図る。

2 法律案の概要

1 オプトイン方式による規制の導入

- (1) 広告宣伝メールの規制に関し、取引関係にある者への送信など一定の場合を除き、あらかじめ送信に同意した者に対してのみ送信を認める方式(いわゆる「オプトイン方式」)を導入する。
- (2) あらかじめ送信に同意した者等から広告宣伝メールの受信拒否の通知を受けたときは以後の送信をしてはならないこととする。
- (3) 広告宣伝メールを送信するに当たり、送信者の氏名・名称や受信拒否の連絡先となる電子メールアドレス・URL等を表示することとする。
- (4) 同意を証する記録の保存に関する規定を設ける。

2 法の実効性の強化

- (1) 送信者情報を偽った電子メールの送信に対し電気通信事業者が電子メール通信の役務の提供を拒否できることとする。
- (2) 電子メールアドレス等の契約者情報を保有する者(プロバイダ等)に対し情報提供を求めることができることとする。
- (3) 報告徴収及び立入検査の対象に送信委託者を含め、不適正な送信に責任がある送信委託者に対し、必要な措置を命ずることができることとする。
- (4) 法人に対する罰金額を100万円以下から3000万円以下に引き上げるなど罰則を強化する。

3 その他

- (1) 迷惑メール対策を行う外国執行当局に対し、その職務に必要な情報の提供を行うことができることとする。
- (2) 海外発国内着の電子メールが法の規律の対象となることを明確化する。

3 施行期日

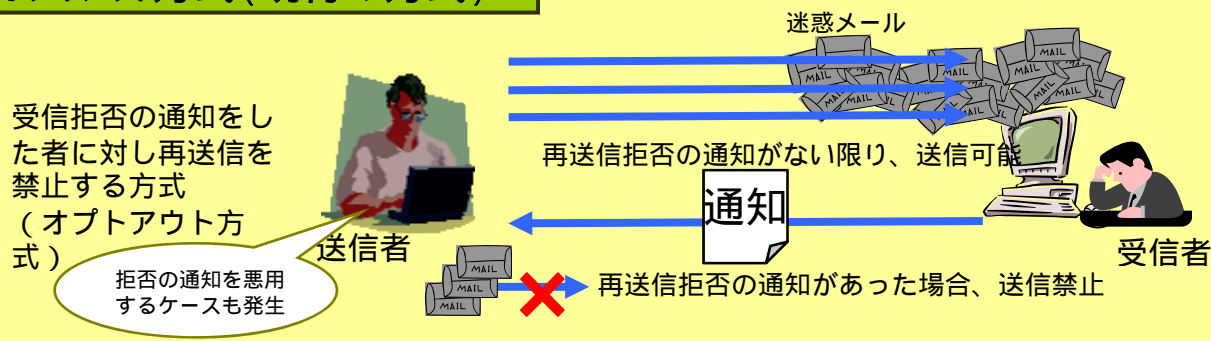
公布の日から起算して6月以内において政令で定める日

1. オプトイン方式による規制の導入

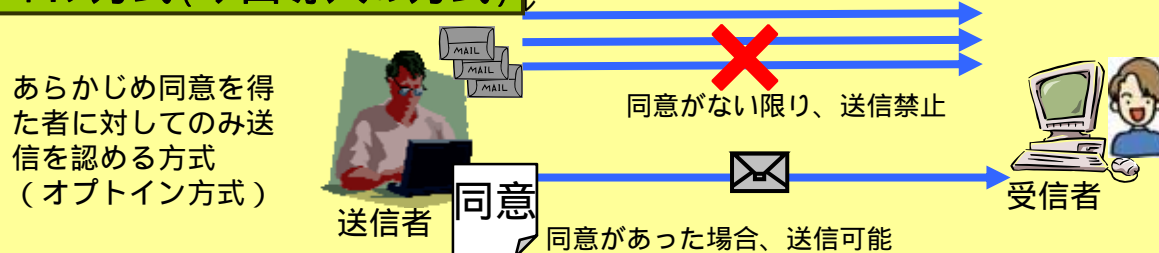
あらかじめ同意した者等に対してのみ送信を認める方式の導入

広告宣伝メールの規制に関し、現行の規制方式(オプトアウト方式)を見直し、取引関係にある者への送信など一定の場合を除き、あらかじめ送信に同意した者に対してのみ送信を認める規制方式(オプトイン方式)を導入する。

オプトアウト方式(現行の方式)



オプトイン方式(今回導入の方式)



受信拒否の通知を受けた場合の送信の禁止

あらかじめ送信に同意した者等から広告宣伝メールの受信拒否の通知を受けたときは、以後の送信を禁止することとする。

表示義務

広告宣伝メールを送信するに当たり、送信者の氏名・名称や受信拒否の連絡先となる電子メールアドレス・URL等を表示することとする。

その他

同意を証する記録の保存に関する規定を設ける。

2. 法の実効性の強化

電気通信事業者における役務提供拒否事由の明確化

送信者情報を偽った電子メールの送信がされた場合に電気通信事業者が電子メール通信の役務の提供を拒否できることを規定する。

電子メールアドレス等の契約者情報の提供を求める規定の創設

法の違反者の特定に資するため、送信された電子メールにおける電子メールアドレス等の契約者に関する情報提供を総務大臣がプロバイダ等に求めることができることとする(下図参照)。

電子メールアドレスのほか、IPアドレスやドメイン名も含む。

報告徴収・措置命令等の対象の拡大

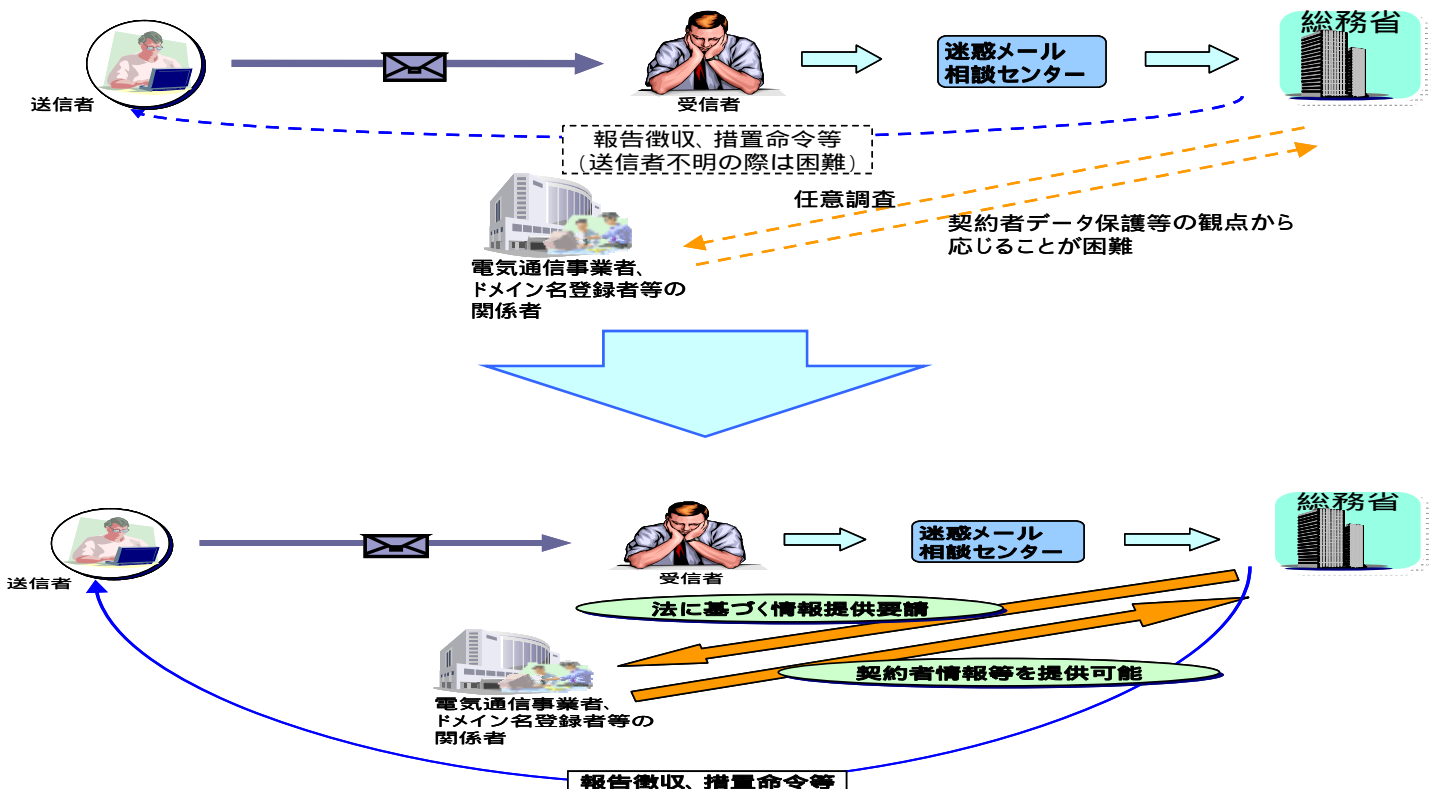
総務大臣の報告徴収及び立入検査の対象に送信委託者を含め、不適正な送信に責任がある送信委託者に対し必要な措置を命ずることができることとする。

これにより、送信者が海外にいる場合でも、送信を実際に指示している送信委託者が国内にいる場合にはその送信委託者に対し必要な措置を命ずることができることとなる。

罰則の強化

法人に対する罰金額について、現行の100万円以下を3000万円以下に引き上げるなど罰則を強化する。

(電子メールアドレス等の情報提供の例)



3 . その他

迷惑メール対策を行う外国執行当局への情報提供規定の創設

海外発の迷惑メールの増加を踏まえ、迷惑メールの送信国における迷惑メール対策に関する法の執行に資するため、迷惑メール対策を行う外国執行当局に対し、その職務の遂行に資する情報の提供をできることとする。

海外発国内着の電子メールが法の規律の対象であることの明確化

海外発の電子メールであっても国内の電気通信設備に送信されるものであれば法の規律の対象であることを明確化する。

(今後の国際連携の方向性)

